



# 長野県報

1月19日(月)  
平成21年  
(2009年)  
第2033号

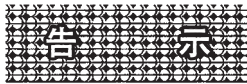
## 目次

### 告示

土地収用法に基づく事業の認定(企画課土地対策室) .....	1
基本測量の終了(建設政策課) .....	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	2
水道料金徴収事務の委託(経営企画課) .....	2

### 公告

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(2件)(都市計画課) .....	3
土地改良事業の施行の同意(農地整備課) .....	3
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課) .....	3
一般競争入札(ものづくり振興課) .....	4



### 長野県告示第28号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成21年1月19日

長野県知事 村 井 仁

- 1 起業者の名称  
長野市
- 2 事業の種類  
(仮称)長野市大豆島総合市民センター建設事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
長野市大字大豆島字大角豆河原地内及び大豆島西沖字大角豆河原地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)  
(仮称)長野市大豆島総合市民センター建設事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第22号に掲げる社会教育法による公民館及び同条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当する。
  - (2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)  
本件事業の起業者である長野市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。
  - (3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

#### ア 本件事業の施行により得られる利益

長野市大豆島支所及び長野市立大豆島公民館は、昭和55年に設置された市の合同庁舎であり、地域住民を対象にした行政サービスの提供拠点であるとともに地域コミュニティ形成の中核的施設として位置づけられている。

現在、支所においては、年々多様化し複雑化する事務手続きや増加するOA機器、また、同市が推進する都市内分権の拠点整備に対応するには施設が狭あいとなっており、窓口事務における事務効率の低下、利用者の快適性の低下等に加え、市が事務局として事業を行っている地域団体事務においても支障が生じている。

公民館についても、年々利用者が増加する中で、施設が狭あいとなっており、各種講座等の生涯学習活動に支障を来している他、全ての会議室が2階にあり、階段も急であるなど施設のバリアフリー化がなされていないため、高齢者や身体障害者にとって利用しにくいといった問題が生じている。

また、庁舎の老朽化が進んでいること、旧耐震基準により建築されており市が実施した耐震調査でも緊急的な対策が必要と診断されていることなど、大きな課題を抱えている。

本件事業は、これらの課題を解決するため、新たに適切な規模の用地を確保して、支所と公民館を総合市民センターとして移転新築するものである。本事業の実施により、施設の狭あい化の解消、公民館施設のバリアフリー化、庁舎の老朽化の解消及び耐震化が図られ、行政サービスの向上が期待されると認められる。

#### イ 本件事業の施行による影響

起業地は三方を道路に囲まれており、また住宅にも隣接しておらず、工事期間中を含め騒音面など地域住民の生活環境への影響は少ないと認められる。

#### ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用する公益上の必要性)

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)アのとおり、当支所及び公民館の施設は狭あいで老朽化が著しく、支所の行う各種事務や公民館活動に支障を来しており、早期に解消を図る必要がある。また、庁舎が旧耐震基準により建築されており、市が実施した耐震調査で緊急的な対策が必要と診断されている。

以上のことから本件事業は早期の整備が必要と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地は大豆島地区の中心部に位置し、近隣で運行されている路線バスの停留所からも近く、交通の便が良い。また、隣接する都市公園を挟んで小学校の拡幅や児童センターの新設が予定されており、本件事業の施行により行政機能の集積を図ることができる。その範囲は、支所及び公民館の建設並びに駐車場、緑地等の整備のために必要な面積に限定されており、本件事業に係る起業地の範囲は適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所  
長野市役所総務部庶務課

企画課土地対策室

長野県告示第29号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示します。

平成21年1月19日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

基本測量(基準点測量)

2 作業期間

平成20年5月12日から平成20年12月26日まで

3 作業地域

長野市、飯田市、下伊那郡阿南町、下伊那郡天龍村、木曾郡上松町、上水内郡信州新町

建設政策課

長野県告示第30号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年2月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年1月19日

長野県知事 村井 仁

1 道路の種類 県道

2 路線名 伊那箕輪線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
伊那市荒井3801番の1地先から 上伊那郡南箕輪村9417番の1地先まで	旧	13.0~25.0	0.2885
伊那市荒井3061番の1地先から 伊那市山寺3018番の1地先まで		8.0~40.0	0.3931
伊那市荒井3028番の1地先から 伊那市荒井3027番の1地先まで		11.0~17.0	0.0550
伊那市荒井3801番の1地先から 上伊那郡南箕輪村9417番の1地先まで	新	13.0~25.0	0.2885
伊那市荒井3028番の1地先から 伊那市荒井3027番の1地先まで		11.0~17.0	0.0550

道路管理課

長野県公営企業告示第2号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、平成21年2月1日から、県営水道条例(昭和38年長野県条例第17号)及び県営水道条例施行規程(昭和38年長野県公営企業管理規程第10号)の規定に基づく水道料金徴収事務を株式会社ジュネッツに委託します。

平成21年1月19日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山田 隆

経営企画課